

○岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月15日
広域連合条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは広域連合長、選挙管理委員会、監査委員をいう。
(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第3条 法第89条第2項に規定する条例で定める手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有個人情報の写しを作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第5条 法第105条の第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第16号）第16条第1項に規定する岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものとする。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があった場合において、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も

審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(実施状況の公表)

第7条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第17号）以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際限に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 施行日前に旧条例第16条又は第20条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示並びに訂正、削除及び利用中止については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた請求に係る開示等又は不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

6 施行日前にした行為及び附則第3項から第4項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

7 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年岡

山県後期高齢者医療広域連合条例第 17 号) 第 27 条」を「個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号) 第 5 条」に改める。